

英国ライフタイムISAと年金税制改革の議論

英国ではISAの制度拡充が続いており、2016年3月には年金積立と住宅取得支援を目的とするライフタイムISAの導入が公表されました。ライフタイムISA導入の背景には、年金税制の抜本改革を巡る議論もあり、今後の展開は注目に値すると言えます。

制度拡充が続く英国のISA

英国では、ISA(Individual Savings Account)の制度拡充が続いています。ISAは、日本で2014年1月に導入された少額投資非課税制度(NISA)のモデルとなった制度です。英国のISAは1999年の導入以降、制度の利便性向上に向けて様々な施策が採られてきました。制度の恒久化や拠出上限の引き上げに加え、過去数年においてはバリエーションが拡充されています。

制度導入当初は、預金型ISAと日本のNISAに近似する株式型ISAのみでしたが、その後、子供の資産形成向けのジュニアISA、住宅取得支援を目的としたヘルプ・ツー・バイISA、ピア・ツー・ピア・レンディング¹を投資対象とするイノベティブ・ファイナンスISAなど、目的別に様々なタイプのISAが導入されました。

こうした制度面の後押しもあってISAはほぼ拡大の一途を辿っており、2014年度²末時点の資産残高は、預金型・株式型の合計で4,830.2億ポンドとなりました。利用者のすそ野も広く、年間所

得1万~5万ポンドの中間層が中心적입니다。また、2012年度は拠出者の48%が55歳未満となっており、現役世代にも資産形成の手段として広く活用されていることが窺われます。

新たに導入されるライフタイムISA

このように普及を遂げてきたISAですが、2016年3月、新たに、年金積立と住宅取得支援を目的とするライフタイムISA(LISA)が導入されることが公表されました。LISAは2017年4月の導入予定で、若年・中年層の長期的な資産形成の支援を狙いとしています。18歳以上40歳以下の国民保険番号を保有する英国居住者が開設可能で、年間4,000ポンドまでの拠出金について、利息・配当や譲渡益が非課税となります。年間新規拠出の上限は他のISAとの合計額となりますが、ISA全体の拠出上限が従来の1万5,240ポンドから、2017年度以降2万ポンドへ引き上げられることも同時に発表されました。

LISAの特徴として、第一に、政府からの助成金が挙げられます(図表を参照)。50歳を迎えるまでにLISAに拠出した資金について、毎課税年

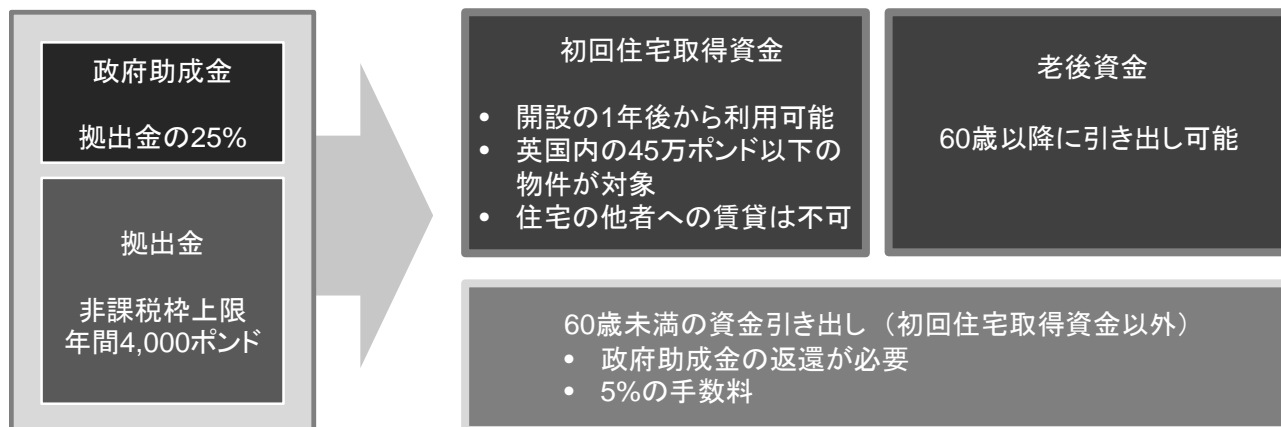
¹ 私人間の小口融資を仲介するウェブ・サイトを指します。

² 本稿における年度は、英国における課税年度である4月6日から翌年4月5日を指します。

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送を行わないようお願い致します。

図表 ライフタイム ISA の仕組み



(出所)野村資本市場研究所作成

度末に、政府より拠出額の 25%が LISA 口座に支給されます。年間上限の 4,000 ポンドを拠出すると、助成金は 1,000 ポンドとなり、夫婦で利用すれば年間最大 2,000 ポンドを政府から受け取ることができます。

第二の特徴として、用途の限定があります。用途は二つに限定されており、そのうち一つは、老後に備えた貯蓄です。利用者は 60 歳以降に、政府の助成金を含め、LISA 内の資金を非課税で自由に引き出すことができます。もう一つの用途は、住宅取得資金への充当です。初めて住宅を購入する場合に限り、口座開設の 1 年後から、政府の助成金を含めて全額を利用することが可能です。一方、住宅取得以外の目的で 60 歳到達前に資金を引き出す場合、終末医療などの特殊事情がない限り、政府からの助成金を返還し、かつ、5%の手数料を課すことが提案されています。ただし、5%の手数料に関しては、金融業界からの反発も強く、特定のライフ・イベントについては手数料なしで引き出し可能とすること等、今後業界や関連団体と協議する余地があるとされています。

これまでのところ、LISA に対する金融業界の評価は概ね好意的です。LISA は若年層に資産形成を促すことに繋がるものであり、税制優遇措置が拡大することに批判的な見解は殆どありません。

年金税制改革の議論

実は、LISA は、現行の年金税制の抜本改革に向けた足がかり、あるいは、それを実現できなかったための妥協案として出てきた側面があるともされています。英国の年金税制は、拠出時非課税 (Exempt)、運用時非課税 (Exempt)、給付時課税 (Taxed) で、EET と呼ばれるものですが、LISA 導入を巡る議論の過程では、この仕組みを抜本的に変更する案が検討されていました。

その発端となったのは、英国のシンクタンクである政策研究センター (Centre for Policy Studies) が 2015 年 4 月に発表したレポート³でした。当レポートでは、現行年金制度が一部の高額所得者により節税措置として利用されている点などを指摘した上で、現行年金制度を廃止し、

³ Michael Johnson "Time for TEE - The unification of pensions and ISAs" Centre for Policy Studies, April 2015

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

退職後の資産形成手段にISAを活用することを提案しました。その場合、年金税制はTEE(拠出時課税、運用時・給付時非課税)になります。

本レポートが契機となり、財務省は2015年7月、年金税制の見直しに関する市中協議文書⁴を公表し、コメントを募りました。オズボーン英財務相は2016年3月の予算公表の直前まで、TEEを検討していたようですが、最終的には2016年度予算において、現行の年金制度を維持したまま、2017年度よりLISAを導入することが示されました。

LISAと年金のTEE化

LISAは、一定年齢までの引出にペナルティを課すという年金の要素を、TEEであるISAに付加したものであり、年金税制のTEE移行を部分的に実現しているものとみることが出来ます。また、政府による25%の助成金は、年金税制は高所得者を利するという批判への対策を講じたものとの見方もできます。このため、LISAは、TEEへの移行に向けた第一歩との指摘もあります。

財務省がTEEを推進しようとする狙いは財政再建にあります。同省は、2013年度の拠出時非課税に伴う費用は343億ポンド、給付時課税に伴う税収を差し引くと212億ポンドに上ったと説明⁵しています。

金融業界は、TEEへの移行に否定的です。その理由として最も多く指摘されるのは、拠出時課税が資産形成をするインセンティブを低下させるという点です。また、政権交代があった場合などに、TEEでは給付時非課税が反故にされるリスクも考えられます。こうした背景から、前述の通り、金融業界では、LISA自体について否定的に見る向きは少ないものの、LISAが年金税制改革への

「裏口」になるのではないかと警戒する声も聞かれます。

日本への示唆

英国では、ISAは国民に信認を得たブランドとしての地位が確立されており、様々なバリエーションが手当されたことが、更なる裾野の広がりをもたらそうとしています。日本においても、NISA導入2年余りで約1,000万口座に達する中、国民の様々な資産形成ニーズに対応できるよう、制度の改善及び恒久化を推進すべきものと思われる。

他方、年金税制については、日英の相違が大きいことから、英国の議論から日本への示唆を直裁的に抽出できるわけではありません。但し、成熟経済における財政再建や、貯蓄・資産形成インセンティブのあり方といった論点は、日本に通じるものがあります。また現段階ではEETである年金制度と、TEEであるLISAが併存することとなり、拠出者の選択肢が拡充したとみることが出来ます。

日本の年金税制、更にはNISAのあり方も含め、英国におけるLISAと年金税制改革に関する議論がどのように展開するのか、注目に値すると言えるでしょう。

— 次号のお知らせ —

次号は

7月11日(月)

発行予定です。

⁴ HM Treasury “Strengthening the incentive to save: a consultation on pensions tax relief” July 2015

⁵ 前掲注4文書を参照。

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されました御客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送を行わないようお願い致します。

野村証券からのお知らせ

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.404%(税込み)(20万円以下の場合、2,808円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

弊誌の記事はバックナンバーも含めて野村年金マネジメント研究会のホームページでご覧頂けます。当ホームページは、年金スポンサー限定のサービスとなっております。ご利用を希望される方は、次のURLにてご登録をお願い致します。

<http://nenkin.nomura.co.jp>

編集:野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター、
野村資本市場研究所、野村総合研究所

発行:野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター
(野村年金マネジメント研究会事務局)

〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2
アーバンネット大手町ビル

TEL: 03 (6703) 3991 FAX: 03 (6703) 3981

Email: nenkin@jp.nomura.com

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されました御客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。